

縁日祭礼等における食品営業について

食品を調理して提供する営業は、本来、飲食店営業の許可が必要です。しかし、市民祭りなどの公共性を有する縁日祭礼等において事前に届出を提出いただくことで下表の取扱い品目に限って簡易な施設で提供が認められます。

(縁日祭礼等の適用範囲)

公共性があり臨時的かつ短期間で行われる非営利の行事であって、次の範囲です。

- (1) 神社仏閣が行う祭り
- (2) 自治会、婦人会及び子ども会が行う運動会、夏祭り、バザー等
- (3) 県、市町村等が主体で行う市民祭り、ふるさと祭り、産業祭り、花火大会等の公共目的を有する祭礼
- (4) 学校、幼稚園が行う学園祭、運動会、バザー等

(取扱い品目)

(1) 現地で加熱、調理加工して飲食させる品目

煮物類	おでん、豚汁、煮込み、けんちん汁
焼物類	焼とり、焼いか、焼とうもろこし、焼貝、焼魚、餃子、焼もち(磯辺焼き)*1
お好焼	お好焼、たこ焼、チヂミ
茹物・蒸し物類	じゃがバター、餃子、シュウマイ、枝豆、味噌田楽、中華まん
麺類	焼そば、ラーメン、そば、うどん、パスタ、即席カップ麺
揚げ物類	フライドポテト、串かつ、フライドチキン、唐揚げ、コロケ、メンチカツ、フライドパスタ、餃子、シュウマイ
喫茶類*2	おしるこ*3、コーヒー、かき氷、甘酒、ところてん、清涼飲料水、紅茶、かち割り氷
ドッグ類*4	ホットドック、ハンバーガー、ドネルケバブ、タコス
焼菓子類	今川焼、クレープ*5、たい焼、大判焼、焼き団子、ベビーカステラ、ポップコーン、ピザ
揚げ菓子類	ドーナツ、大学芋、揚げパン、チュロス
あめ菓子類	綿菓子、水あめ、リンゴ飴、べっこう飴、カルメ焼、あめ細工
アルコール類*6	ビール、日本酒、サワー類、焼酎、ワイン
その他	果実チョコ、レトルト食品

*1：焼もちは、既製品の切り餅を焼いたもの

*2：使用する氷及びところてんは既製品とする

*3：おしるこの具材は、既製品の白玉又は餅とする

*4：ドッグ類の具材は、加熱調理品とする(カット生野菜は不可)

*5：クレープの具材は、加熱調理品又は既成品(乳製品は除く)とする

*6：使用する氷は既製品とする

(2) 調理加工品として販売するもの(許可施設で製造した包装品の販売)

パン類、菓子類、団子、もち、こんにゃく、清涼飲料水、食肉製品、魚介類加工品、ハードアイスクリーム類、乳類、農産加工品等

営業にあたっての注意事項

- 1 施設の天井及び三方の側面は、雨・直射日光を防ぐ機能のある材質（テント、シートを含む）で区画すること。
- 2 現地で行う調理加工は、簡易な行為で、当日に調理すること。
- 3 現地で生もの（刺身、寿司等）、生クリーム類（乳製品）を取扱わないこと。
- 4 一般家庭で調理した食品、菓子等の販売は行わないこと。
- 5 冷蔵等の温度管理が定められている食品は、設備を備えて適正に保管すること。
- 6 飲食時に使用するコップ・皿等は、使い捨てとすること。
- 7 現地で調理・加工した食品は長時間露出しないこと。
- 8 使用水は、水道水又は飲用適の水であること。
- 9 廃棄物容器は、十分な容量があり衛生的に処理できるものを備えること。
- 10 現地で調理して販売する場合は、大量に作り置きしないこと。
- 11 従事者は健康で手指に化膿創がないこと。清潔な外衣・帽子等を着用すること。
- 12 包装品を販売する場合には、表示を貼付すること。

